

◎ 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年十二月外務省告示第〇〇号）で定めるものをいう。）に対し行う外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号）第二号の六イ又はロに掲げる取引（公知の技術を提供する取引を除く。）</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>十一 〔略〕</p> <p>十二 〔略〕</p> <p>備考 第十号における用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> | <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>備考 第九号における用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |